

平成 21 年第 3 回臨時会

富良野市議会会議録（第 1 号）

平成 21 年 5 月 29 日（金曜日）

平成 21 年第 3 回臨時会

富 良 野 市 議 会 会 議 録

平成 21 年 5 月 29 日（金曜日）午前 10 時 00 分開会

◎議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 報告第 1 号 専決処分報告（平成 20 年度補正予算）
日程第 4 報告第 2 号 専決処分報告（富良野市税条例等の一部を改正する条例）
日程第 5 報告第 3 号 専決処分報告（平成 21 年度補正予算）
日程第 6 議案第 1 号 平成 21 年度富良野市一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 7 議案第 2 号 富良野市東山地域コミュニティカー運行条例の制定について
日程第 8 議案第 3 号 富良野市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
議案第 4 号 富良野市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
議案第 5 号 富良野市職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 9 議案第 6 号 富良野市議会議員の報酬及び費用弁償等の支給条例の一部を改正する条例の一部改正について
-

◎出席議員（18 名）

議長	18 番	北 猛 俊 君	副議長	17 番	日 里 雅 至 君
	1 番	佐 々 木 優 君		2 番	宮 田 均 君
	3 番	広 瀬 寛 人 君		4 番	大 栗 民 江 君
	5 番	千 葉 健 一 君		6 番	今 利 一 君
	7 番	横 山 久 仁 雄 君		8 番	岡 本 俊 君
	9 番	穴 戸 義 美 君		10 番	大 橋 秀 行 君
	11 番	覚 幸 伸 夫 君		12 番	天 日 公 子 君
	13 番	東 海 林 孝 司 君		14 番	岡 野 孝 則 君
	15 番	菊 地 敏 紀 君		16 番	東 海 林 剛 君

◎欠席議員（0 名）

◎説明員

市	長	能登芳昭君	副市	長	石井隆君
総務部	長	細川一美君	保健福祉部	長	高野知一君
経済部	長	石田博君	建設水道部	長	岩鼻勉君
看護専門学校	長	登尾公子君	保健福祉部	参事監	中田芳治君
総務課	長	若杉勝博君	財政課	長	清水康博君
企画振興課	長	鎌田忠男君	教育委員会	委員長	児島応龍君
教育委員会	教育長	宇佐見正光君	教育委員会	教育部長	伊藤和朗君
農業委員会	会長	東谷正君	農業委員会	事務局長	山内孝夫君
監査委員		松浦惺君	監査委員	事務局長	鈴木茂喜君
公平委員会	委員長	島強君	公平委員会	事務局長	鈴木茂喜君
選挙管理委員会	委員長	藤田稔君	選挙管理委員会	事務局長	古東英彦君

◎事務局出席職員

事務局	長	藤原良一君	書	記	日向稔君
書	記	大津諭君	書	記	澤田圭一君

午前10時00分 開会
(出席議員数17名)

開 会 宣 告

○議長（北猛俊君） これより本日をもって招集されました平成21年第3回富良野市議会臨時会を開会いたします。

開 議 宣 告

○議長（北猛俊君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（北猛俊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員には、会議規則第119条の規定により、

今 利 一 君
大 橋 秀 行 君

を御指名申し上げます。

諸 般 の 報 告

○議長（北猛俊君） 事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

事務局長藤原良一君。

○事務局長（藤原良一君） -登壇-

議長の諸般の報告を朗読いたします。

市長より提出のありました議案第1号から議案第5号、及び報告第1号から報告第3号につきましては、あらかじめ御配付のとおりでございます。

次に、議会より提出の事件につきましては、議会側提出件名表に記載のとおりでございます。

次に本臨時会に出席を求めた説明員及び説明員…通知のあった説明員等につきましては、別紙名簿として御配付のとおりでございます。

本日の議事日程につきましても、お手元に御配付のとおりでございます。

以上でございます。

日程第2 会期の決定

○議長（北猛俊君） 日程第2会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の運営に関し、議会運営委員会より報告を願います。

議会運営委員長菊地敏紀君。

○議会運営委員長（菊地敏紀君） -登壇-

議会運営委員会より、本日をもって招集されました平成21年第3回臨時会が開催されるにあたりまして、本日委員会を開き、運営について審議をいたしました結果について御報告申し上げます。

本臨時会に提案されました事件数は9件でございます。うち議会側提出案件は1件で、その内容は、条例1件でございます。

市長よりの提出案件は、8件でその内容、その内訳は予算1件、条例4件、報告3件でございます。

そのうち、議案第2号、富良野市東山地域コミュニティー運行条例の制定については、新設条例で精査を要しますので、総務文教委員会に付託し、閉会中審査を願うことで申し合わせをいたしております。

このほかにも事件外といたしまして市長の行政報告がございます。

委員会では会期を本日1日間とし、案件の審議を願うことで意見の一致を見ております。

よろしく御協力を賜りますようお願いを申し上げて、議会運営委員会からの報告を終わらせていただきます。

○議長（北猛俊君） お諮りいたします。

ただいま委員長より報告のとおり、本臨時会を運営し、会期は本日1日間といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りのとおり決しました。

行 政 報 告

○議長（北猛俊君） この際、あらかじめ申し出のありました市長の行政報告に関する発言を許可いたします。

市長能登芳昭君。

○市長（能登芳昭君） -登壇-

議長のお許しをいただきましたので、行政報告をいたします。

一つは、産婦人科医師の継続確保に関する要望についてであります。

地域センター病院である富良野協会病院の産婦人科医師の確保について、5月13日、北海道大学医学部に対し、医師の固定化に向け今後も引き続き医師派遣を継続されるよう、要望してまいりました。

以上でございます。

日程第3

報告第1号 専決処分報告(平成20年度補正予算)

○議長（北猛俊君） 日程第3、報告第1号、専決処分報告についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長（石井隆君） -登壇-

報告第1号、専決処分報告について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、去る3月31日付、31日付をもちまして、平成20年度富良野市一般会計補正予算、平成20年度富良野市国民健康保険特別会計補正予算、平成20年度富良野市介護保険特別会計補正予算、平成20年度富良野市老人保健特別会計補正予算及び平成20年度富良野市後期高齢者医療特別会計補正予算につきまして専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるところでございます。

以下、その内容について御説明を申し上げます。

議案第1号、平成20年度富良野市一般会計補正予算第13号は、歳入歳出それぞれ3,981万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を116億1,454万2,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について歳出から御説明を申し上げます。

24、25ページでございます。

2款総務費は、平成20年度の一般寄附金相当額を積み立てする地域振興基金積立金、株式会社空知川ゴルフ公社貸付金の地域づくり推進基金償還積立金、備荒資金組合納付金などが追加の主なもの、農業委員会委員選挙費の執行残の減額を差し引きいたしまして、3,877万9,000円の追加と、財源振りかえでございます。

26、27ページ中段でございます。

3款民生費は、社会福祉基金積立金及び社会福祉基金利子積立金の追加に、福祉燃料助成金の確定に伴う執行残、国民健康保険特別会計繰出金、老人保健特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金、自立支援給付事業費の介護給付費などの減額を差し引きいたしまして、5,239万8,000円の減額でございます。

4款衛生費は、資源回収センター管理運営費負担金の確定によるもので、400万円の減額でございます。

28、29ページ上段でございます。

6款農林業費は、農業推進事業基金利子積立金及び森林自然愛護基金利子積立金の追加に、農業推進事業基金積立金の減額を差し引きいたしまして、9万8,000円の追加と、財源振りかえでございます。

同じく28、29ページ下段でございます。

7款商工費は、企業振興促進基金利子積立金と燃料及

び光熱水費の精算に伴う中心街活性化センターの指定管理料の追加で、62万3,000円の追加と財源振りかえでございます。

30、31ページ上段でございます。

8款土木費は、道路新設改良費と土地区画整理費の財源振りかえでございます。

同じく30、31ページ中段でございます。

10款教育費は、教育基金、教育基金ほか4基金の利子積立金で、11万5,000円の追加と、財源振りかえでございます。

32、33ページ下段でございます。

11款公債費は、地方債償還利子と一時借入金利子の執行残で、2,303万4,000円の減額でございます。

次に歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして、12、13ページでございます。

1款市税は、固定資産税及び入湯税の追加に、市民税、法人税の法人税割の減額を差し引きいたしまして、77万7,000円の追加でございます。

2款地方譲与税は、交付税の確定に伴う自動車重量譲与税及び地方道路譲与税で、479万8,000円の減額でございます。

14、15ページの上段でございます。

3款利子割交付金は、同じく交付額の確定に伴うもので、159万7,000円の減額でございます。

4款配当割交付金は、同じく交付額の確定に伴うもので、297万7,000円の減額でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金は、同じく交付額の確定に伴うもので、49万6,000円の減額でございます。

6款地方消費税交付金は、同じく交付額の確定に伴うもので、1,425万2,000円の減額でございます。

11款地方交付税は、特別交付税の確定に伴うもので、7,022万2,000円の追加でございます。

16、17ページ上段でございます。

15款国庫支出金は、国庫負担金の保険基盤安定負担金及び介護給付費負担金の減額、国庫補助金の山部小学校屋内運動場改築事業に係る安全安心な学校づくり交付金の追加に、地域生活支援事業費補助金及び幼稚園就園奨励費補助金の減額を差し引きいたしまして、1,538万円の追加でございます。

同じく16、17ページ下段でございます。

16款道支出金は、道負担金の国民健康保険基盤安定負担金及び介護給付費負担金の減額、道補助金の福祉燃料助成事業費に対する福祉振興、介護保険基盤整備事業地域政策補助金及び障害者自立支援特別対策事業費補助金の追加に、地域生活支援事業費補助金の減額を差し引きいたしまして、544万6,000円の減額でございます。

18、19ページ下段でございます。

17款財産収入は、財政調整基金ほか15基金の利子で、

142万5,000円の追加でございます。

20、21 ページ上段でございます。

18 款寄附金は、一般寄附金及び社会福祉費寄附金で80万円の追加でございます。

19 款繰入金は、財政調整基金繰入金で1億2,000万円の減額でございます。

21 款諸収入は、株式会社空知川ゴルフ公社貸付金収入、財団法人北海道市町村振興協会からのエルタックス審査システム導入事業助成金及びLGWAN サービス提供設備更新事業助成金の追加に、備荒資金組合交付金及び農村環境保全積立負担金の減額を差し引きいたしまして、245万5,000円の減額でございます。

22、23 ページ上段でございます。

22 款市債は、山部小学校屋内運動場改築事業債の追加に、農業生産基盤整備事業債、太陽の里パークゴルフ場整備事業債及び土地地区画整理事業債の減額を差し引きいたしまして、2,360万円の追加でございます。

戻りまして6、7 ページでございます。

第二条、地方債の変更につきましては、第2表地方、地方債補正に記載のとおり、事業費の確定及び起債対象経費の精査に伴い、それぞれ4事業の起債の限度額を変更しようとするものでございます。

以上が平成20年度富良野市一般会計補正予算の概要でございます。

次に、議案第2号、平成20年度富良野市国民健康保険特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

富良野市国民健康保険特別会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ3,789万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億6,402万6,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について歳出から御説明を申し上げます。

10、11 ページでございます。

2 款保険給付費は、一般被保険者並びに退職被保険者等にかかわる療養給付費、療養費、高額療養費及び葬祭費で2,211万円の減額でございます。

12 款基金積立金は、富良野市国民健康保険事業保険給付基金積立金及び同基金の利子積立金で、6,000万4,000円の追加でございます。

次に歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして6、7 ページでございます。

2 款国庫支出金は、国庫負担金で療養給付費等負担金の減額、国庫補助金で財政調整交付金及び高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の追加を差し引きいたしまして、555万9,000円の追加でございます。

3 款療養給付費等交付金は、退職被保険者等にかかわる療養給付費等交付金で、258万6,000円の追加でございます。

5 款道支出金は、財政調整交付金で408万4,000円の追加でございます。

6 款共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金で、3,259万6,000円の追加でございます。

7 款繰入金は、一般会計繰入金で693万5,000円の減額でございます。

10 款財産収入は、富良野市国民健康保険事業保険給付基金利子で4,000円の追加でございます。

以上が平成20年度富良野市国民健康保険特別会計補正予算の概要でございます。

次に、議案第3号、平成20年度富良野市介護保険特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

富良野市介護保険特別会計補正予算第5号は、歳入歳出それぞれ9,988万1,000円を減額し、歳入歳出の総額を14億9,425万4,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について歳出から御説明を申し上げます。

12、13 ページでございます。

2 款保険給付費は、1 項介護サービス等諸費で給付実績に伴う居宅介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費、施設介護サービス給付費、住宅改修費の減額と、4 目福祉用具購入費、6 目特定入所者介護サービス費、7 目審査支払手数料の財源振りかえ、2 項高額介護サービス等費で、高額介護サービスの減額、合わせまして9,700万円の減額でございます。

4 款地域支援事業費は、ケアプラン作成委託料、高齢者配食サービス事業委託料の減額で、290万円の減額でございます。

8 款基金積立金は、介護保険給付費準備基金利子積立金で、1万9,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして6、7 ページでございます。

1 款介護保険料は、現年度分普通徴収保険料で680万4,000円の減額でございます。

3 款国庫支出金は、1 項国庫負担金で保険給付の実績に伴う介護給付費負担金、2 項国庫補助金で調整交付金、地域支援事業交付金の減額、合わせまして2,552万2,000円の減額でございます。

4 款支払基金交付金は、保険給付の実績に伴う介護給付費交付金で、3,007万円の減額でございます。

5 款道支出金は、1 項道負担金で保険給付の実績に伴う介護給付費負担金、2 項道補助金で地域支援事業交付金の減額、合わせまして1,401万9,000円の減額でございます。

6 款繰入金は、1 項他会計繰入金で保険給付の実績に伴う介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金、2 項基金繰

入金で介護保険給付費準備基金繰入金の減額、合わせて2,231万2,000円の減額でございます。

8款諸収入は、サービス計画費で117万3,000円の減額でございます。

9款財産収入は、介護保険給付費準備基金利子で1万9,000円の追加でございます。

以上が平成20年度富良野市介護保険特別会計補正予算の概要でございます。

次に、議案第4号、平成20年度富良野市老人保健特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

富良野市老人保健特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ6,618万9,000円を減額し、歳入歳出の総額を2億5,954万9,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について歳出から御説明を申し上げます。

10、11ページでございます。

1款総務費は財源振りかえでございます。

2款医療諸費は、老人医療費の確定に伴うもので6,618万9,000円の減額でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして6、7ページでございます。

1款支払基金交付金は、事務費交付金の追加に医療費交付金の減額を差し引きいたしまして、3,071万6,000円の減額でございます。2款国庫支出金は、医療費破綻金で2,454万5,000円の減額でございます。

3款道支出金は、老人医療費道負担金で560万9,000円の減額でございます。

4款繰入金は、一般会計繰入金で1,395万2,000円の減額でございます。

5款繰越金は、前年度の繰越金で7万3,000円の追加でございます。

6款諸収入は、第三者納付金、返納金の追加で856万円の追加でございます。

以上が平成20年度富良野市老人保健特別会計補正予算の概要でございます。

次に、議案第5号、平成20年度富良野市後期高齢者医療特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

富良野市後期高齢者医療特別会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ3,810万3,000円を減額し、歳入歳出の総額を2億2,656万9,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について歳出から御説明を申し上げます。

8、9ページでございます。

1款総務費は、一般事務費の執行残によるもので、297万7,000円の減額でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、北海道後期高

齢者医療広域連合市町村事務費負担金、保険料等納付金で3,512万6,000円の減額でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして6、7ページでございます。1款後期高齢者医療保険料は、現年度分普通徴収保険料の追加に、現年度分の特別徴収保険料の減額を差し引きいたしまして、3,401万6,000円の減額でございます。

2款繰入金は、一般会計繰入金で401万6,000円の減額でございます。

4款広域連合支出金は、後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金、後期高齢者医療特別対策交付金で7万1,000円の減額でございます。

以上が平成20年度富良野市後期高齢者医療特別会計補正予算の概要でございます。

以上専決処分を行った平成20年度富良野市一般会計補正予算と4特別会計の補正予算を専決処分について御報告申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） これより、本件5件について順次質疑を行います。

最初に、平成20年度富良野市一般会計の補正予算全体について行います。

御発言ございませんか。

1番佐々木優君。

○1番（佐々木優君） 27ページ、113番、福祉燃料助成事業費についてお伺いをいたします。

予算の段階で1,980万円だったというふうに思いますが、減額で半分以上の減額になっていますけれども、この点について詳しく説明をお願いしたいと思います。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

保健福祉部長高野知一君。

○保健福祉部長（高野知一君） 佐々木議員の質問にお答えをいたします。

27ページ、113番、福祉燃料助成事業の関係でございます。

今回1,008万円の減額をさせていただきました。

当初、今ありましたとおり1,980万円の予算計上したわけですが、この段階では、課税データだとか、医療給付のシステムデータから、算出をいたしまして、それぞれ高齢者世帯、重度世帯、それからひとり世帯等々ですね抽出をいたしまして、該当世帯を含めて、該当世帯を除く、除いて本当は計上すればよかったんですけども、含めてですね当初予算に計上したと、こういう一応いきさつがございます。

結果的に予算計上した以降、実質的な問題からいけば、高齢者世帯が1,298世帯、重度障害者世帯が137世帯、

ひとり世帯が146世帯という押さえ方をいたしました。

その結果、最終的に高齢者世帯から796世帯、重度障害者世帯から73世帯、ひとり世帯で103世帯、合わせて972世帯という実績になった次第でございます。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

1番佐々木優君。

○1番（佐々木優君） いや、その数字的には理解をしましたがけれども、予算の計上のまず1点は、その予算計上の場面で2割ぐらいの、多めに予算は、多めっていうか、そういう言い方はよくないかもしれませんが、それは理解しますがけれども、余りにもその差が大き過ぎたってことがまず1点あるというふうに、問題点としてあるというふうに思います。

その次にですね、9月の議会でしたけれども、岡本議員からの質問でしたけれども、それに周知徹底を図るという意味で、一つは広報誌を使うと、広報誌の中にチラシを入れて、申請書を入れる。

二つ目には、年末に向けて地域懇談会などいろいろな会議があるのでそちらで徹底を図る。

三つ目には、年内にこだわらず、年を明けても支給対象者、該当者がいれば申請に応じていくという、本当にきめ細かな対応をしていくという答弁をされたにもかかわらず、対象者が1,581ということに対して972。61.5%と半分ちょっとということになったわけですけども、実際に、もう多少安くはなっていましたから、辞退される方もそれはいたかもしれません。

しかし、本当に困っている人を助けるという意味での、この制度が、せっかく予算をつけたものが、生かされているのかどうかという意味では非常に疑問が残っておりますので、その一つ一つ検証していた、しっかり検証していただかないとよくないなというふうに思うわけですけども、それらについて御答弁をお願いいたします。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

保健福祉部長高野知一君。

○保健福祉部長（高野知一君） 佐々木議員の再質問にお答えいたします。

この制度を実施するに当たりまして、当初やっぱり、できるだけ多くの方々、対象者が全員がですね、受給できればいいだろうということも含めて、私たちもそう思って実施をいたしましたし、それを進めるに当たりましての作業内容も今ありましたとおり、いろんな機会を通じまして、私たちもPR宣伝に努めてきました。

できるだけ申請のしやすいように、あるいはまた、申請の方法もですね、個人に限らず、代理あるいは地域の関係者であれば、特に民生児童委員の皆さんからもですね、そういうのを積極的にできるように、そういった

いろんな実は配慮してやったこともございますし、二つ目には、当初は年内いっぱいいわゆる方式ということも含めてあったんですが、現実には、まだなかなか申請数が少ないということも含めて延長をしてですね、またやったとこういうことでございます。

その段階でも改めましてPR宣伝等も私どもも積極的にやってきたということでは思っている次第でございます。

中には今ありましたとおり、私どももその中で単価が下がったことによりましてですね、対象者が、いやそういうことであれば支給の申請はしないと、我慢をしたいと、こういう中には、高齢者も私の方に直接電話をいただいたこともございますし、あるいは当初から要らないんだと、こういうですね関係者もありました。

したがいまして、今ありましたとおり対象、実質的な対象者と支給対象者比べれば、いう数字61.5%になるのかなと思います。

この数字だけで、私どもは評価をですね、悪かったという判断にはならないのかなと、こういう受けとめ方をしておりますので、御理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

1番佐々木優君。

○1番（佐々木優君） きょう、決算ではありませんけれども、反省点ということではなくて、やるだけのことは精いっぱいやったんだという結論で理解ということですね。

はい、わかりました。

○議長（北猛俊君） そのほか御発言ございませんか。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、次に平成20年度富良野市国民健康保険特別会計補正予算全体について行います。

御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、次に平成20年度富良野市介護保険特別会計補正予算全体について行います。

御発言ございませんか。

1番佐々木優君。

○1番（佐々木優君） 介護保険の介護サービス、など諸費ということで、の給付金全体について、見解を伺いたいんですけども、総額すると、12ページ、13ページですけれども、1億円ぐらいの額が減額ということになっております。

これは必要でなかったということではなくて、利用する方の負担が負担できないというか、そういう実態が

数々あるんだというふうに、僕は理解してるんですけども、担当としてどのように理解をされているのか、今後の対策、本当に使いたくても使えないという現実があるというふうに僕は思うんですけども、その辺の考え方をお伺いいたします。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

保健福祉部長高野知一君。

○保健福祉部長（高野知一君） 佐々木議員の介護保険サービス全体ですね、見解といたしますか、ことについてお答えをしたいと思います。

概要的なことを多少お話をして述べたいと思うんですが、平成20年度、一つには、被保険者が前年よりもまず伸びているということと、二つ目には、認定者数もふえているということ、そういった状況の中では、いわゆる出現率も全体的にふえてきていると、こういう状況が一つあるかなと思います。

そういった中で大きな特徴として、一つには南富良野町に特別養護老人ホームふくしあが開設をいたしました。

人数的には50人ということございまして、当初私もが予定をしていたのは、主に10年、10名ぐらいは移動するかなと、こう思っていたんですが、最終的に20名ぐらいいですね、移動がされているとこういう状況が一つございます。

もう一つ大きな特徴とすれば、協会病院の療養型が1月で、から廃止をしてきたということでございますので、そういったところで施設関係の数字が出てくるのかなと、こういう気がしてございます。

全体的な流れからいけば私どもも今言った状況の中で、サービス計画費は前年よりもふえてくると、こういう状況でそれぞれのサービス計画費を予定よりも何%かですね、上積みしながら実績に予算計上して平成20年度、いわゆる推進をしてきたとこういう状況がございまして。

結果的にみますと、サービス計画費が全体の件数から見れば前年比約900件ぐらいい落ちてございます。

この900件落ちているというのは、居宅サービスから施設サービスに移行したということも含めてありますけども、いわゆる一般者がより頻度が高くいつてなくて、前年並みで実は推移をしたと、こういう状況になってございます。

そういう中で、前年対比、全体経費を見られれば、前年とは大体同額で実は推移をしてきている経過がございまして、全体的な見方からすれば、予定した件数、見込み数だけがいつてなかった、件数と、数字については、前年実績と、こういう動向の推移できてるのではないかと、こういう見方を私どもはしてございます。

ただ、最終決算、細かいところは出ておりませんが、動向としては、先ほど言いましたように高齢者がふえてる中で、要介護認定者もふえてきてるとそういう中

では、サービス自体は横ばいでなってきたと、こういう受けとめをしてきてますので、平成21年現在入ってますけども、動向としては、今までの経過からみますと同じような推移ですね、流れきて、推移をしているかと思う状況で私どもは考えてとこでございます。

以上です。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） そのほか御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、次に平成20年度富良野市老人保健特別会計補正予算全体について行います。

発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、次に平成20年度富良野市後期高齢者医療特別会計補正予算全体について行います。

御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、お諮りをいたします。

本件5件について承認することに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって本件5件は承認することに決しました。

日程第4

報告第2号 専決処分報告(富良野市税条例等の一部を改正する条例)

○議長（北猛俊君） 日程第4、報告第2号、専決処分報告についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長（石井隆君） -登壇-

報告第2号、専決処分報告について御説明を申し上げます。

本件は地方自治法第179条第1項の規定により、去る3月31日付けをもって富良野市税条例等の一部改正につきまして専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるとでございます。

このたびの改正は、地方自治法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴うものでございます。

主な改正内容に、でございますが、個人市民税につきましては、1点目、住宅借入金等特別税額控除制度で、

住宅投資の活性化を目的に、所得税から控除できない部分を個人住民税で控除するものでございます。

平成21年度から平成25年度に購入した住宅に入居した納税者が対象となり、特別控除は、平成22年度分の市民税から適用しようとするものでございます。

2点目は、上場株式等配当及び譲渡益に対する税率の特例の見直しで、平成20年12月31日をもって廃止された軽減税率を3年間延長するための改正でございます。

次に固定資産税分についてでございますが、1点目は、平成21年度評価替えに伴う土地に係る負担調整措置について、現行の措置を平成21年度から平成23年度まで継続しようとするものでございます。

2点目は、平成18年度の医療法改正により社会医療法人の制度が創設され、救急医療等確保事業を行う社会医療法人の対象資産を非課税にしようとするものでございます。

都市計画税につきましても、平成21年度から平成23年度における土地に係る負担調整措置を固定資産税同様に改正を行うものでございます。

以上のほか、地方税法等の改正に伴う所要の関連規定の整備をあわせて行うものでございます。

以上、富良野市税条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして御報告を申し上げますが、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（北猛俊君） 本件について御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、お諮りをいたします。

本件について承認することに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は承認することに決しました。

日程第5

報告第3号 専決処分報告(平成21年度補正予算)

○議長（北猛俊君） 日程第5、報告第3号、専決処分報告についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長（石井隆君） -登壇-

報告第3号、専決処分報告について御説明を申し上げます。

本件は地方自治法第179条第1項の規定により、去る4月3日付けをもちまして、平成21年度富良野市一般会計補正予算、平成21年度富良野市公共下水道事業特別会

計補正予算につきまして専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるとのことでございます。

以下、その内容について御説明を申し上げます。

議案第1号、平成21年度富良野市一般会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を106億9,600万円にしようとするものでございます。

以下、その概要について歳出から御説明を申し上げます。

6、7ページ下段でございます。

8款土木費は、公共下水道事業特別会計繰出金で400万円の追加でございます。

次に歳入について御説明を申し上げます。

同じく6、7ページ上段でございます。

21款諸収入は、備荒資金組合交付金で400万円の追加でございます。

以上が平成21年度富良野市一般会計補正予算の概要でございます。

続きまして議案第2号、富良野市公共下水道事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出の総額を8億4,800万円にしようとするものでございます。

本件につきましては、公共下水道雨水幹線中部第4幹線であります桂木町、陸上競技場の裏手の無頭川沿いにおきまして、4月早々に集合住宅の建設に着手する旨の連絡があったところ、建設予定地沿いの無頭川護岸は、積みブロック製で老朽化が進んでおり、集合住宅建設後に改修を行うのは困難であるため、集合住宅建設工事着手前に改修を行うため、専決処分を行ったものでございます。

以下、その概要について歳出から御説明を申し上げます6、7ページでございます。

1款下水道費は、管渠管理費の施設修繕料で400万円の追加でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

同じく6、7ページ上段でございます。

5款繰入金は、一般会計繰入金で400万円の追加でございます。

以上、平成21年度富良野市一般会計補正予算、平成21年度富良野市公共下水道事業特別会計補正予算の専決処分につきまして御報告申し上げますが、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（北猛俊君） 本件2件について順次質疑を行います。

最初に、平成21年度富良野市一般会計補正予算全体について行います。

御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) ないようですので、次に平成 21 年度富良野市公共下水道事業特別会計補正予算全体について行います。

御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) ないようですので、お諮りをいたします。

本件 2 件について承認することに御異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件 2 件は承認することに決しました。

○議長(北猛俊君) これより本件の質疑を行います。質疑は本件全体について行います。

質疑ございませんか。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) なければ以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第 6

議案第 1 号 平成 21 年度富良野市一般会計補正予算(第 3 号)

○議長(北猛俊君) 日程第 6、議案第 1 号、平成 21 年度富良野市一般会計補正予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長(石井隆君) -登壇-

議案第 1 号、平成 21 年度富良野市一般会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市一般会計補正予算第 3 号は、歳入歳出それぞれ 1,150 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 107 億 750 万円にしようとするものでございます。

以下、その概要について歳出から御説明を申し上げます。

6、7 ページ下段でございます。

8 款土木費は、住宅耐震改修促進補助金及び国の平成 20 年度第 2 次補正予算で措置された地域活性化生活対策臨時交付金を原資の一部として積み立てた地域振興基金繰入金による、住宅リフォーム促進事業補助金で、1,150 万円の追加でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

同じく 6、7 ページ上段でございます。

15 款国庫支出金は、国庫補助金の地域住宅交付金で 50 万円の追加でございます。

19 款繰入金は、地域振興基金繰入金で 1,000 万円の追加でございます。

20 款繰越金は、前年度よりの繰越金で 100 万円の追加でございます。

以上、平成 21 年度富良野市一般会計補正予算について御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

日程第 7

議案第 2 号 富良野市東山地域コミュニティカー運行条例の制定について

○議長(北猛俊君) 日程第 7、議案第 2 号、富良野市東山地域コミュニティカー運行条例の制定についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長(石井隆君) -登壇-

議案第 2 号、富良野市東山地域コミュニティカー運行条例の制定について御説明を申し上げます。

本条例は、ふらのバス株式会社の運行する老節布線が平成 21 年 10 月 1 日以降廃止され、西達布線に統合して運行されることにより、富良野市内高等学校に通う通学生の足の確保とあわせ、東山地域の医療通院者等の日常生活における交通手段の確保を目的として制定しようとするものでございます。

以下、その内容につきまして条を追って御説明を申し上げます。

第 1 条は目的についての規定でございます。

第 2 条は定義についてで、富良野市東山地域コミュニティカーは、道路運送法第 78 条第 2 号の規定に基づく、自家用有償旅客運送に用いる車両であることを規定するものでございます。

第 3 条は運行区域等についてで、富良野市宇東山、宇西達布、宇老節布及び宇平沢とし、路線運行日、運行回数及び運行時間については規則で定めることと規定するものでございます。

第 4 条は運賃についてで、小学校就学前の乳幼児については無料、18 歳未満の者及び高等学校通学者は 50 円、それ以外の者は 100 円と規定するものでございます。

第 5 条は運行業務の委託について、第 6 条は利用の制限について、第 7 条は損害賠償義務について、第 8 条は、

施行に関しての規則への委任について規定するものでございます。

なお、条例の施行期日は平成21年10月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（北猛俊君） お諮りいたします。

本件は、さきの議会運営委員長報告のとおり精査を要しますので、総務文教委員会に付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は、ただいまお諮りのとおり、総務文教委員会に付託することに決しました。

日程第8

議案第3号 富良野市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

議案第4号 富良野市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

議案第5号 富良野市職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（北猛俊君） 日程第8、議案第3号、富良野市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について及び関連する議案第4号、富良野市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、並びに議案第5号、富良野市職員の給与に関する条例の一部改正について、以上3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長（石井隆君） ー登壇ー

議案第3号、富良野市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、平成21年5月1日付の人事院勧告に対する国及び北海道の対応等を参考に、市長及び副市長の期末手当支給率を改定しようとするものでございます。

改定内容につきましては、附則に1項を加え、平成21年6月において支給される期末手当に限り、支給率を100分の215から100分の195に改めようとするものでございます。

なお、条例の施行日は平成21年6月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第4号、富良野市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、議案第3号と同様の理由により、教育長の期末手当支給率を改定しようとするものでございます。

改定内容につきましては、附則に1項を加え、平成21年6月において支給される期末手当に限り、支給率を100分の215から100分の195に改めようとするものでございます。

なお、条例の施行日は平成21年6月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第5号、富良野市職員の給与に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、議案第3号及び議案第4号と同様の理由により、職員の期末勤勉手当の支給率を改定しようとするものと、本市独自に実施しております給与の削減率の見直しを行うを行おうとするものでございます。

期末、勤勉手当支給率の改定内容につきましては、平成21年6月において支給される期末勤勉手当に限り、期末手当については、附則第3項で支給率を100分の140から100分の125に、再任用職員については100分の75から100分の70に、勤勉手当については、附則第4項で支給率を100分の75から100分の70に、再任用職員については100分の35から100分の30に改めようとするものでございます。

なお、附則第1項は、施行期日を平成21年6月1日からにしようとするもの、附則第2項は、平成19年の給与構造改革による現給補償対象の職員についての規定でございます。

給与の削減率の見直しにつきましては、財政健全化計画による歳出削減として、独自削減を平成18年より継続的に実施してきておりますが、今般の期末、勤勉手当の削減及び今後における職員の士気、意欲の維持等を総合的に考慮いたしまして、本則の附則に第13項を1項加え、削減率を一律1.5%縮減しようとするものでございます。

以上よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（北猛俊君） これより、本件3件の質疑を順次行います。

初めに、議案第3号、富良野市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正、一部を改正する条例の一部改正についてを行います。

質疑ございませんか。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

次に、議案第4号、富良野市教育委員会教育長の給与

及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてを行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) なければ、以上で本件の質疑を終わります。

次に、議案第5号、富良野市職員の給与に関する条例の一部改正についてを行います。

質疑ございませんか。

1番佐々木優君。

○1番(佐々木優君) 人事院の勧告でマイナスになった分を、いま、独自に削減してる部分を緩和することによって、元に戻すということで、結果的にはプラスマイナスゼロということで、ではありますけれども、主体的、主体性というかな、行政の主体性という意味から考えると、非常に疑問を僕は感じております。

そういう点で、人事院勧告についての見解を伺いたいというふうに思うんですけども、通常であれば、去年の冬、ことしの夏のボーナスについて調査をして、8月に提案されるのが人事院勧告なんですけれども、今回の場合は、そのルールが破られて5月に提案をされたということだというふうに理解しておりますけれども、そういった、ただでさえ今の現状、大変な労働者の環境の中でのほんの一部の部分を調査して下がったからということで、その部分を公務員に、人事院勧告をする。

人事院勧告というのはもともと労働者の権利を剥奪する、公務員に限りますけれども、そういう制度ですけども、それは認められたことですからそれはよしとしても、ただ、それにしても、8月に行うべきものを5月に行うということは、いったいいかがかなというところでまず1点、どのように思っておられるか見解を伺います。

それから、今経済不況ということで大変な事態になっております。

きょうも国会で13兆円という予算が決められるんですけども、そうやって地域経済をどんどん、どんどん活性化しようというアクセルを踏みながら、しかし給料は下げるといふこのアンバランスというか、これは一体どのように認識したらいいのかというふうに思うんですけど、ブレーキを踏みながらアクセルを踏むという、そういう現状について、この人事院勧告について見解を伺いたいと思います。

もう1点は、市長の執行方針にもありますけど地方分権改革、自主性、自分たちのことは自分たちで決めて判断をしていくという、僕はそういうふうにまだ全部は理解しておりませんが、そういうことなんだろうというふうに思いますけれども、そういう考え方に立てば、国のいうことに対して上から来たから、国家公務員の、に準ずるとありますけどもどうしてもそれに従わなきゃ

ならない義務はないはずでありますけれども、しかしこれを受け入れるという姿勢、ペナルティーの問題もそれはあるんでしょうけども、しかし行政として独自性、自主性、先ほど言ったように、そういう主体性を持った自治体経営をする上ではしっかりとそこを主張すべき、私たちは独自削減をしているわけですから、そういう面では何らその国に文句を言われるっていうか、その指導される意味合いはないというふうに思うわけですけど、その3点についてお伺いをいたします。

○議長(北猛俊君) 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

○市長(能登芳昭君) 佐々木優議員の御質問にお答えをさせていただきますと存じます。

1点目の人事委員勧告を尊重するという形で、地方自治体の場合は、それぞれ人事委員会というもの、組織を持っておりませんから、それを尊重するという形で慣行的に行ってきたというのが基本であります。

その中で、人事院勧告が、時節的に8月という定例が、5月に、2カ月、3カ月、先を見て勧告をしたと、こういう経緯があるわけでございますけども、そういう経緯というのは、民間の企業が御承知のとおり経済危機的で製造業についてはもう、かなりの離職者を出さんきゃならん、あるいは相当額の負債を抱えたと、こういう状況から、公務員だけが手当を現行の水準で出すということが社会的に、やはり、かなり問題があるんでないかと、こういう推察ですけども、そういう状況の中で、8月が5月に勧告は出されたら、このように認識をいたしていることございます。

二つ目の問題でございまして、それぞれの自治体の自主性の問題で、地方分権の問題で御質問をいただきました。

私も基本的には地方分権というのは、それぞれ地方において地方の状況で判断していくということは私も基本だというふうに認識をいたしております。

しかしながら、これらの給与を含めて、国において、今現行の制度とにおいては、地方交付税の算定の中に給与も決められた入ってるわけですね、そうしますと国の考え方で、それに類するところで減じない場合については、これはやはり、国の基準に沿う形がとられてないということで、国の方では、それらの分をペナルティーとして減ざると、こういう状況に過去からずっとなっているわけであります。

例えば国民健康保険についても、徴収率が93%行かない場合は、それぞれペナルティーを科す、あるいはいろいろまだまだたくさんございますけども、そういう基準に基づいて実施しているというのが現実でございますから、総体的な額として、これらの問題については、やはりそれに今の現状の中では自主財源というのが地方自治体

ではまだ国からの移譲という形が完全になっていない状況の中では、やはり、ある程度それに従った状況づくりをしなければならないというのが、2点目の考え方であります。

それから、三つ目の問題でございますけども、現在、富良野市の状況はそれぞれ職員の皆さんがたが生活厳しい中で、それぞれカットをしている状況でございます。

できるだけそういう状況をなくすということが、職員の皆さん方の士気高揚につながっていくということは私どももそういう状況の中で、強く認識をいたしているところでございますけども、やはり、これは健全化計画というものを20年から建てた中でですね、その中で、長期的な展望を含めた中で現況の中では、やはり、歳入にあわした歳出ということを考えますと、あるいはまた、今現行で行っております財政調整交付金の基金の繰り入れ、あるいは備荒資金の繰り入れ、こういったものが繰り入れしないような状況が健全財政のあり方だというふうに私も認識しているところでございますけども、そういう状況をできるだけつくっていく現在が過程にあると、こういうことで住民福祉の例えば、福祉、医療、教育、こういう状況の中で、それらのサービスを低下させないような状況づくりをしていくということになれば、総合的な問題で、これらについてやはり職員の皆さんがたにも御協力をしていただくような状況づくりをすると、しかし、現行の状況の中でできるだけそういう状況を排除していくような形の中で、今回ですね、先ほど御質問ありましたけども、プラスマイナスゼロにするというようなお話がございましたけど、私はそういうプラスマイナスゼロという考え方はございます。

国に沿った形の中で期末手当あるいは勤勉手当については、そういう措置の中で、しかし、今の現行の状況も考えると、職員の給与についてもできるだけそういう状況を少なくしていきたいと、こういう強い希望のもとに本日御提案を申し上げたという経緯でございますので、御理解を賜りたいと、このように思うところでございます。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

1 番佐々木優君。

○1 番（佐々木優君） 民間が低い給料、賃金に抑えられているから、それも公務員合わせなければならない。

確かに市民感情としては、公務員の皆さんの給料が俺たちより高いという、感情っていうか感覚はもちろんあるわけですが、確かに高いんですけども、しかしそのことによって、民間をさらに引き下げるといって、今調べたものはほんの一部を調べただけの数字に対して、ほとんどの今、労働組合がどんどん少なくなってきていますから、労働組合による折衝っていうのがなくなっている部分が多くあります。

そういう場合は人勸を参考にして、企業逆なんですね、今現実起こっていることが、人勸が決めたことが、民間がそれをまねするという、従うというか、そういうところに波及している現実的にはそういうことが多々あるようです。

そういうことから考えれば、スパイラル。

負のスパイラルがどんどん広がる。

さっき2番目に質問したように、そういう、そういうふうになってくると地域経済がどんどん冷え込んでいく。これが現実だというふう思います。

確かに市民感情としては市の職員の皆さんが、高いっていうのがうらやましく思いますけれども、でもそのことによって地域経済がもっともっと潤う、市として、民間も活力を与えていくという方向にしなければならないというふうに思うわけですが、その辺の回答が少し僕には届いておりませんので、その辺の部分をもう一度答弁お願いしたいと思います。

それからもう1点は、自治体の自主性っていう部分では、いつも市長がおっしゃるように市長会、全国、全道の市長会を通じてっていう言葉よく聞きますけれども、そういうことを通じてまたほかに手段もあると思うんです。

ぜひ、あの自治体の、自治体としてのその権限をしっかり確保できる体制、すぐに何かやるとすれば先ほど言ったように国保にペナルティーだとか、そういうことすれば、そういうことになれば、本当に自治体の権限っていうのは何もないわけで、全部国にゆだねるしかないという現実になってきますんで、そのようにならないために全力を尽くすべきだという思いますんで、もう一度その2点について伺いたします。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

○市長（能登芳昭君） 佐々木議員の再質問にお答えをさせて、1点目の関係でございますけども、私はそれぞれ民間の状況においては、いいときについては公務員の。

期末手当を2倍以上出している企業もをたくさんあったわけでございます。

現況で先ほど御答弁させていただいたとおり、急激な製造業の状況を見ますと、自動車産業、IT産業あるいは電機産業、これらに属する職種においてはもう完全に崩壊するような状況になっている。

あるいは、これは世界経済の共通の認識として、世界的な経済が一斉にそういう状況に陥ったと、あるいはそれにあわせて金融危機があったと、こういう現象でとらえたときに、やはり恒久的な減額でなく、一時的にそういう臨時的な状況が起きたというふうに、今、私は感じているところでございますから、そういう状況は、今後、恒久的に続いていくということは恐らくないでしょう。

少なくとも、2年後、1年後には再度またそういう状況に、景気がよくなっていく状況に必ずなっていくという、経済は循環ですから、そういう状況で変わってくるということを御期待をするという形の中で、今回はそういう、日本全体がそういう状況にあるという認識のもとで、これは敢行しなけりゃならないというのが私の基本的な考え方でございます。

それから、分権の関係で、国に働きかける。

もちろん佐々木議員のおっしゃるとおりであります。

地方自治体における権限というものは非常に少ないし、また権限行使においても、なかなか国あるいは上部官公における、官公庁における権限というのは、まだ相当な強いものがございますから、それを打破するということは、これはやはり上部機関、あるいは、それぞれ市でつくっている市長会、あるいは関連する状況の中でですね、どうこれを打ち抜いていくかと、あるいはどう、それを改正していくか、あるいはどうそれをですね打開していくというようなことは、これはやはり一自治体の力ではできない。

少なくともそういう状況の市がですね、一つの集団になって行く、こういう体制づくりがこれからもっと北海道なら北海道、あるいは道北なら道北と、そういう形の中で、市別、市別々に行っていく必要性が強く私も感じているところがございますから、これらについても、今御質問あったことを十分踏まえながら、進めていく必要があると、このように感じているところであります。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

15番菊地敏紀君。

○15番（菊地敏紀君） 職員給与の差について御説明、御質問いたしますけれども、決して私は職員給与が高いとか安いとかという話をするつもりはございません。

やはり職場というものはですね、それぞれの高い安いがあって当たり前なことだと、そこで働く人での意欲をどうつくり上げていくかということは、職場をあずかるものが1番大事なことでございます。

それで、今までやはり、こうやって世の中が経済が厳しくなると、しわ寄せは弱いところにきます。

このしわ寄せを全て職員に押し付けるというのはいかがなものかなと思いますし、やはり働く者にとって1番大事なのはやはり、いかに自分の家族を裕福に養えるかということが1番大事だと思いますし、また働く人間にとって自分の給与が周りよりも10円でも、20円でも高いことが、やはりこれは自分の働く誇りにもなると思います。

ただ、今、私がちょっと問題としたいところはですね、市長は就任以来、財政健全化計画ということで、平成26

年までに財政をきちっとするんだという意気込みの中で、身の丈に合った行政運営ということでございます。

その中で、平成26年ですからまだ半ばでございます。

その中で、今、自主的に平均で8.6%職員給与とカットしておりますけれども、この縮減幅を1.5%戻すということでございます。

これは、決して、職員にもいろいろと迷惑をかけていますけれども、財政健全化計画の中で身の丈に合った行政運営ということで、市民にもやはり一部、助成金だとか補助金のカットだとかで、やはり迷惑をかけています。

職員にかかる迷惑から比べると、比重は少ないわけではございますけれども、ただ、市長が26年までに財政健全化計画をきちっと成し遂げるんだという、目的の中ですね、これが今、1.5%戻すことによって、その計画にきちっと忠実にやっていけるのか、そして、この手法としては、今、カットしますよと、0.2カ月分カットしますよ、しかし自主財、自主削減してるもの1.5%戻しますよ、この説明ですね、きちっと市民に対して説明が、納得する説明ができるのかなという、その納得のできるんだという、市長のお考えがあればですね、それもお聞かせを願いたいし、財政再建、健全化計画が26年までに、きちっとこのような形でも、や、成し遂げれるんだという、なんて言うか市長の気持ちがいっしょにしているんであればですね、そのことについて御答弁を願いたいと思います。

以上です。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

○市長（能登芳昭君） 菊地議員の御質問にお答えをさせていただきますと思います。

財政健全化計画の中でですね、それぞれ市民に御協力をいただいている面もでございます。

その中で、私は就任、18年の5月の14日からでございますけれども、現実的に就任した状況の中では、財政調整基金が4億1,000万前後だったと思います。

こういう状況の中で、どう、これからの行政を行っていくかということを考えたときにですね、国の方からも、御承知のとおり平成12年から、減額をされまして、現在まで十数億交付税が減額されていた。

初めて、10、ことしの20年度の交付税が、特別交付税が少しふえたと、こういう現況でございますけれども、そういう中で税収も、それぞれ国から移譲されたという中身でございますけれども、これらの移譲についても、効果的にその財源に、きちっとした状況づくりができていないと、こういう状況考えますと、健全化計画をつくらざるを得ないと、こういうことで、健全化計画をつくりました。

その中で、健全化計画というのは、完全にマイナスな

ってからの健全計画、それから、マイナスになるまでの健全計画、さらに将来に向けてそういうおそれがあるので健全計画を立てると。

こういう私は、三つの目的のために、この健全計画をつくるという状況がございました。

その中で私は、現在富良野市は、プラスマイナスでいますとマイナスにはなっておりません。

現実的に。

それぞれ国に示す財政健全化のもと、基づく四つの基準というのがございまして、それについては、完全に満たしているわけがございますから、そういう意味から考えますと、今、菊地議員の御質問にいきますと、私は住民の御要望、あるいは住民に対しても、ただいまの御質問については明確にお話をして、理解が求められると、このように理解をいたしているところでございます。

また、今後におきまして、国の状況がどう変わっていくかという問題でございますけれども、現在、緊急対策事業的なものは交付されまして、これによって、今はできない状況でありました、公共施設の補修関係を中心、あるいはお道路の補修、あるいはこれらに関する状況づくりの中でですね、今行われている緊急対策事業の中で実施をすると、こういうことですから、懸案事業の問題についても少しずつ前進できるような状況の中で進められると、このように感じておりますので、その点でひとつ御理解を賜りたいと、このように思うところでございます。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

15 番菊地敏紀君。

○15 番（菊地敏紀君） はい、市長の答弁は十分わかります。

そのように市長がきちっと行政に責任を持って、当たられることが明確になりました。

ただですね、わかりましたけれども、今、市民の中でお話しなってるのは、市政懇談会なり何をやっても、いろんな話は聞いてくれると、最後はやりたいんだけどお金がないんだと、お金がないからできないんだという、結論になってしまうですね、話ししても何もそのあとに望みがつながれないものは何もならないという話でございます。

しかし今、市長の話では、市の財政は非常に国が示す方向からいくと、まだ健全で、健全化というか、あるんだと、ですから、今回の職員の削減幅も削減できたということでございますので、そういう意味では、やはりこれから市民に対するお話の中にもですね、やはり、その今言われたことを少々加味しながらですね、行政の執行に当たっていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

○市長（能登芳昭君） 菊地委員の再質問にお答えをさせていただきますけれども、一つには、地域懇談会なんかでもお話が出る問題でございますけれども、私は、大きな問題については、お金がないからだとか、そういう言い回しは私自身からはしてないつもりであります。

あくまでも、先延ばしして、計画を立ててやるというお話はさせていただいておりますけれども、お金がないからできないという発言は、私自身はあまりそういうふうにはしてないんじゃないかと、もしそういうことであれば、今後ですね、そういう形のないようなお話の仕方をしてまいりたいと、このように思います。

また、23年から総合計画が立てられるということでございますから、これについても十分、ただいま御討論いただいた中でですね、位置づけをきちっとして、万全を期した計画にしていかなければならないと、このように感じているところございますので、あわせて御理解を賜りたいと、このように思うところでございます。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） なければ、以上で本件3件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件3件に御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件3件は原案のとおり可決されました。

日程第9

議案第6号 富良野市議会議員の報酬及び費用弁償等の支給条例の一部を改正する条例の一部改正について

○議長（北猛俊君） 日程第9、議案第6号、富良野市議会議員の報酬及び費用弁償等の支給条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案者の説明を求めます。

16 番東海林剛君。

○16 番（東海林剛君） -登壇-

議案第6号、富良野市議会議員の報酬及び費用弁償等の支給条例の一部を改正する条例の一部改正につきましては、地方自治法第112条及び富良野市議会会議規則第13条の規定により、岡本議員を初め6名の議員の御賛同いただき提案するものであります。

現在市議会では、平成21年第1回定例会の議会改革特別委員会報告のとおり、市の財政健全化に向けた市議会

みずからの財政的努力の取り組みとして、平成21年度に支給される議員報酬と、期末手当総額の10%相当額を当該年度の期末手当から削減することとしているところですが、このたび平成21年5月1日付けの人事院勧告に対する国及び北海道の対応を参考に、富良野市議会としても期末手当支給率を改定し、さらに引き続き議員報酬及び期末手当総額の10%相当額を削減しようとするものであります。

なお内容につきましては、附則に第、附則に1項を加え、平成21年6月において支給される期末手当に限り、支給率を100分の170から100分の150に改めようとするものであります。

議員各位には何とぞ御賛同を賜りますよう、お願いを申し上げ提案理由説明といたします。

○議長（北猛俊君） これより本件の質疑を行います。
質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。
よって本件は原案のとおり可決されました。

閉 会 宣 告

○議長（北猛俊君） 以上で本日の日程を終わり、本臨時会の案件はすべて終了いたしました。

これをもって、平成21年第3回臨時会を閉会いたします。

午前12時20分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 21 年 5 月 29 日

議 長 北 猛 俊

署名議員 今 利 一

署名議員 大 橋 秀 行